

# 当院では、特定認定看護師が活動しています

## 1. 看護師の特定行為とは

特定行為は、実践的な理解力・思考力及び判断力並びに知識及び技能が特に必要とされる看護師による診療の補助です。

特定行為は、医師または歯科医師が作成した「手順書」に基づいて行われます。

当院で特定行為を行う看護師は、厚生労働省の指定する「看護師特定行為研修」を修了しております。

## 2. 安全に実施するために

特定行為の実践にあたっては、安全に実施できるように、病院として医療安全対策を徹底しております。

## 3. 特定認定看護師が介入することによるメリット

- 特定の行為を医師の指示を待たずにタイムリーに患者さんに提供することによって、患者さんの苦痛の軽減が早期に図れます。
- 医師がいなくても迅速な処置を行えます。看護師の業務の幅が広がることで、夜間や休日などの診療でも早期対応が可能になります。
- 患者さんが感じる悩みや不安に対して、医師・看護師の視点から、ともに考えることができます。特定認定看護師は、看護師の中でも特に高いレベルの知識と技術を有しています。医師の説明を補足し患者さんからのしっかりと話を聞くことができますので、より一層患者さんに寄り添ったタイムリーなサポートを行うことができます。

### 【特定行為の内容】

- 褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 気管カニューレ（長期呼吸療法に係わる）の交換

## 相談窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。

### 相談日及び相談時間

- 月曜日～金曜日 8：30～17：15  
（祝日および年末年始を除く）
- 場所 1階 患者支援センター